

日医総研日医 I T 認定インストラクター

誓約書

日本医師会総合政策研究機構
所長殿

日医総研日医 I T 認定制度の認定インストラクターを取得申込するにあたって、以下の事項を厳守致します。

1. 法律及び公序良俗に反しないこと。
2. 本認定制度の目的に反することを行わないこと。
3. 日医 I T の積極的な普及を図ること。
4. 業務上知り得た個人情報あるいは、業務上取り扱う個人情報等のデータを他に漏らさないこと。
5. 日医 I T の導入医療機関等に関する情報を、日医 I T の普及目的以外のために利用しないこと。
6. 日医 I T に関する事故が発生するおそれのある場合、もしくは発生したことを知ったときは、事故の発生または被害の拡大を防止するため、遅滞なく適切な対応を図ること。
7. 日医 I T に関する最新の情報の収集に努めること。
8. 勤務する事業所等登録情報を変更した場合、遅滞なく日医総研に連絡すること。
9. 日医総研が行う日医 I T に関する業務実績等の把握調査に協力すること。
10. 認定に伴う手数料を負担すること。

上記の項目に違反した場合は、認定を解かれても一切異議を唱えません。

平成 28 年 月 日

氏名（自筆）

印